

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県条例第二十七号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に

基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年広島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(園舎及び園庭) 第十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所(以下「保育室等」という。)は、一階に設けなければならない。ただし、園舎が次条第一号、第二号及び第六号に掲げる要件を満たす場合にあつては保育室等を二階に、前項ただし書の規定により園舎を三階建て以上とする場合であつて、同条各号に掲げる要件を満たす場合にあつては保育室等を三階以上の階に設けることができる。</p> <p>4―7 (略)</p> <p>(園舎の基準の特例) 第十五条 保育室等を二階に設ける園舎は第一号、第二号及び第六号の要件に、保育室等を三階以上に設ける園舎は次に掲げる要件に該当するものでなければならない。</p> <p>一一八 (略)</p>	<p>(園舎及び園庭) 第十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所(以下「保育室等」という。)は、一階に設けなければならない。ただし、園舎が次条第一号、第二号及び第六号に掲げる要件を満たす場合にあつては保育室等を二階に、前項ただし書の規定により園舎を三階建て以上とする場合であつて、同条第二号から第八号までに掲げる要件を満たす場合にあつては保育室等を三階以上の階に設けることができる。</p> <p>4―7 (略)</p> <p>(園舎の基準の特例) 第十五条 保育室等を二階に設ける園舎は第一号、第二号及び第六号の要件に、保育室等を三階以上に設ける園舎は第二号から第八号までの要件に該当するものでなければならない。</p> <p>一一八 (略)</p>

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。